２００７年８月１１日

〒173-0004　東京都板橋区板橋二丁目６０番１３号
電話　０３－３９６４－０１１０㈹
　警視庁板橋警察署長様

〒●●●-●●●●　東京都足立区●●●●●●●●●●●●●
半澤一宣（印）（はんざわ・かずのり）

告発状の返戻に係る不明点の問い合わせ

　冠省　今月４日付けで送付しました告発状とその添付資料一式が、昨１０日に貴署刑事課の林弘一様のお名前で返戻されてきた件につきまして、不明点の御教示を乞いたくお便りさしあげます。

１．告発手続の一般論的なこと

　林様からの送り状に「当署では諸々の事情により郵送での告発状等の受理は受け付けておりません」と記されていた「諸々の事情」とは、具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。

　また、郵送での受理が不可ということは、警察官と面会しなければ告発等を行えないことを意味していると解釈できます。だとすると、時間の都合がつかなかったり身体に障がいがあるなど、何らかの理由で警察署を訪問するのが難しい人は、犯罪があると思料していても告発等を行えない、すなわち国民が犯罪の撲滅に協力したくてもできない不合理を誘発する可能性が生じると思われます。この点を一体どう考えればよいのでしょうか。

　また、郵送不可の取扱方は貴署以外の警察署や警視庁本庁でも同様なのかどうかにつきましても、今後の参考のため合わせて御教示いただけませんでしょうか。

２．本件告発固有の問題点に関すること

　同じく林様からの送り状に記されていた「立件は困難であると思慮される」具体的な理由とは、一体どのようなものでしょうか。私が提示した、東京地方裁判所に残されているはずの公判記録などだけでは、証拠が足りないということなのでしょうか？

　私は、どこかの大臣のセリフではありませんが、宮本邦彦様がお亡くなりになってしまったことを、尊い人命が失われてしまったことを「しょうがない」と割り切ってしまってよいのだろうかと疑問に感じ、問題提起する必要を感じたから告発に踏み切ったのです。東武鉄道が踏切支障報知装置を自動車だけを対象とした設備と位置づけていて、歩行者や自転車が何らかの理由で踏切に飛び込んだときには接近中の電車を緊急停止させないのが、どうして「しょうがない」のでしょうか。宮本様の御遺族は、邦彦様の死を本当に「しょうがない」と納得なさっているのでしょうか？

　私は、林様が言う「立件は困難であると思慮される」理由が、宮本様の死を「しょうがない」と万人に納得させるだけの説得力を伴ったものなのかどうかに、強烈な疑問を感じているというか、御説明を乞いたく考えているわけです。

　上記２点の疑問と、本件告発の不受理決定を御再考いただけるかどうかにつきまして、御多忙のおり恐縮ですが今月中を目途に御回答を賜りたく、伏してお願い申し上げます。

　なお家庭の事情により、電話での御回答は御遠慮いただければ幸いです。

草々

記事　配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局
　　第６９３－６１－６２１３０－２号
　　平成１９（２００７）年８月１３日　板橋郵便局にて配達完了